

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 2 年 8 月に実施した監査（一部 7 月に実施したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 2 5 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和元年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 211 機関のうち、52 機関

教育委員会 98 機関のうち、4 機関

公安委員会 59 機関のうち、5 機関

その他(上記以外) 13 機関のうち、2 機関

計 381 機関のうち、63 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり11機関において6件の指摘事項及び7件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日(方法)
					指摘	指導	検討	
1	総務部	法務・情報公開課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)
2		行政管理課	8月25日	実地	—	1	—	7月29日(実地)
3		職員厚生課	8月26日	実地	—	—	—	8月4日(実地)
4		税務課	8月26日	実地	—	—	—	8月5日(実地)
5		情報企画課	8月24日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
6	清流の国推進部	清流の国づくり政策課	8月7日	実地	—	—	—	7月20日(実地)
7		地域振興課	8月5日	実地	—	—	—	7月22日(実地)
8		外国人活躍・共生社会推進課	8月7日	実地	—	—	—	7月2日(書面)
9		ねんりんピック推進事務局	8月28日	書面	—	1	—	7月2日(書面)
10	危機管理部	消防課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)
11	環境生活部	環境生活政策課	8月7日	実地	—	—	—	7月20日(実地)
12		人権施策推進課	8月5日	実地	—	1	—	7月21日(実地)
13		統計課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)
14		岐阜地域環境室	8月6日	実地	1	—	—	7月22日(実地)
15	健康福祉部	健康福祉政策課	8月27日	実地	—	—	—	7月31日(書面)

16	健康福祉部	医療整備課	8月18日	実地	—	—	—	7月21日(書面)	
17		国民健康保険課	8月21日	実地	—	—	—	7月27日(実地)	
18		医療福祉連携推進課	8月18日	実地	—	—	—	7月28日(書面)	
19		保健医療課	8月18日	実地	—	—	—	7月27日(書面)	
20		感染症対策推進課	8月18日	実地	—	—	—	7月27日(書面)	
21		感染症対策調整課	8月18日	実地	—	—	—	7月27日(書面)	
22		生活衛生課	8月21日	実地	—	—	—	7月28日(書面)	
23		薬務水道課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)	
24		地域福祉課	8月20日	実地	—	—	—	7月27日(実地)	
25		高齢福祉課	8月20日	実地	—	—	—	7月27日(書面)	
26		障害福祉課	8月25日	実地	—	—	—	7月28日(書面)	
27		男女共同参画・女性の活躍推進課	8月18日	実地	—	—	—	7月28日(書面)	
28		子育て支援課	8月18日	実地	—	—	—	7月2日(書面)	
29		子ども家庭課	8月21日	実地	—	—	—	7月30日(書面)	
30		商工労働部	商業・金融課	8月26日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
31			労働雇用課	8月24日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
32			産業人材課	8月24日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
33			企業誘致課	8月26日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
34			産業技術課	8月26日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
35			新産業・エネルギー振興課	8月25日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
36			航空宇宙産業課	8月25日	実地	—	—	—	8月3日(書面)
37			県産品流通支援課	8月28日	書面	—	—	—	8月3日(書面)
38			関ヶ原古戦場整備推進課	8月28日	書面	—	—	—	8月3日(書面)
39		林政部	恵みの森づくり推進課	7月20日	実地	—	1	—	7月7日(実地)
40		県土整備部	建設政策課	8月27日	実地	—	—	—	7月31日(実地)
41			用地課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)
42			道路建設課	8月26日	実地	—	—	—	7月30日(実地)
43			道路維持課	8月24日	実地	—	1	—	7月22日(実地)
44			河川課	8月24日	実地	1	—	—	7月30日(実地)
45	砂防課		8月25日	実地	—	—	—	7月31日(実地)	
46	犀川管理事務所		8月24日	実地	—	—	—	7月30日(実地)	
47	都市建築部	都市政策課	8月27日	実地	1	—	—	7月31日(実地)	
48		都市整備課	8月27日	実地	—	—	—	7月2日(書面)	
49		建築指導課	8月6日	実地	—	—	—	7月17日(実地)	
50		公共建築課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)	
51		住宅課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)	
52		水資源課	8月28日	書面	—	—	—	7月2日(書面)	
53	教育委員会	教職員課	8月6日	実地	1	1	—	7月17日(実地)	
54		学校安全課	8月5日	実地	—	—	—	7月17日(実地)	
55		学校支援課	8月7日	実地	—	—	—	7月9日(実地)	
56		体育健康課	8月5日	実地	1	—	—	7月13日(実地)	
57	公安委員会	総務課	8月27日	実地	—	—	—	7月2日(書面)	
58		広報県民課	8月27日	実地	—	—	—	8月4日(実地)	
59		会計課	8月27日	実地	—	—	—	8月5~6日(実地)	
60		装備施設課	8月27日	実地	—	—	—	8月5~6日(実地)	
61		情報管理課	8月27日	実地	—	—	—	8月4日(実地)	

62	その他	出納事務局	8月28日	実地	—	—	—	8月7日(実地)
63		議会事務局	8月28日	書面	1	1	—	8月6日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数： 11機関				6件	7件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
行政管理課	指導事項	ICレコーダーの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体利用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がICレコーダーを利用していたので、今後は適正に処理されたい。
ねんりんピック推進事務局	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
人権施策推進課	指導事項	物品の管理事務において、貸出用DVD2件を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
岐阜地域環境室	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料577,677円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵みの森づくり推進課	指導事項	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日号外法律第127号)等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
道路維持課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,900円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
河川課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料182,866円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
都市政策課	指摘事項	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていてもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件370円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
教職員課	指摘事項	旅費の支出事務において、職員は、旅費システムに入力した旅行の行程が誤っていたことから復命時

		に訂正を求められたが、その復命について訂正せずに決裁を止める処理（廃案登録）を行うとともに、新たに正しい行程で命令及び復命入力（事後申請入力）を行って決裁に進めた。しかし、後日、決裁を止める処理のみで旅費システムから削除する処理（取下げ登録）を行っていなかった復命について、誤って決裁に進める処理を行い、両方の復命について、旅行命令権者から承認を受けたことで、1件3,367円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料103,280円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
体育健康課	指摘事項	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、2件1,554円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
議会事務局	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として207,900円の費用負担が発生し、また、修繕料209,520円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	岐阜県議会本会議中継手話通訳委託に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、委託業務完了届の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。